生活支援相談員聞き取り結果（概要）

～地域生活支援活動推進事業～

北九州市社会福祉協議会　地域福祉部地域支援課

令和６年９月

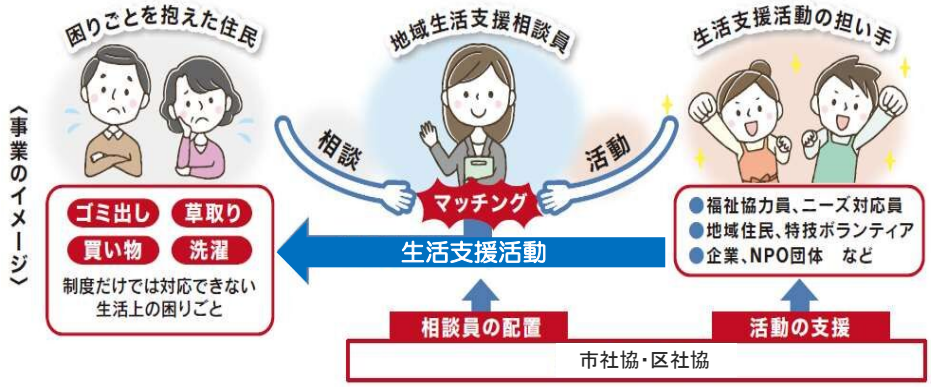
1

地域生活支援活動推進事業の目的

生活上の困りごとを抱えた人々に対応するため、地域生活支援相談員が校(地)区社協の協力を基に地域住民による生活支援活動の担い手を増やすとともに、ニーズと生活支援活動の需給調整を行い、地域住民による生活支援活動が円滑に行われるようにすることを目的とする。

2

事業のイメージ



地域生活支援相談員　　市社協期間雇用パート（非常勤職員）
1校(地)区につき原則１日4時間、週４日勤務

3

3

１ 調査の目的

○　地域生活支援事業は、制度の狭間にいる人の生活支援ニーズに対応していくため、市社協非常勤職員を地域に配置するというこれまでにない取組み。

○　事業開始から６年、実施地区も１５校(地)区となり、地域に合った様々な工夫により成果を上げている。

○　生活支援相談員に聞き取りを行い、本事業の成果や課題を整理するとともに、包括的な支援体制の構築に向けた「住民に身近な圏域での相談体制」において、本事業の今後の役割について検討するため調査・研究を行った。

4

4

2 調査の対象等

〇対　象　　生活支援相談員３１名（１５校(地)区）

〇日　程　　令和６年３月・７月・８月

〇主な聞き取り内容

①事業の推進体制

勤務時間・日数、モチベーション、有給・無給の是非 他

②事業の実施状況

生活支援が必要な人の把握、担い手の募集・養成、マッチング、生活支援活動以外の相談　他

5

5

3 地域生活支援活動推進事業 三つの特徴

(1)市社協職員(非常勤)の配置

生活支援相談員の高いモチベーションと責任感

① 小地域福祉活動の充実への貢献

これまでのボランティア活動では、不十分だったことが可能になったことによる充実感。

② 有給の責任感

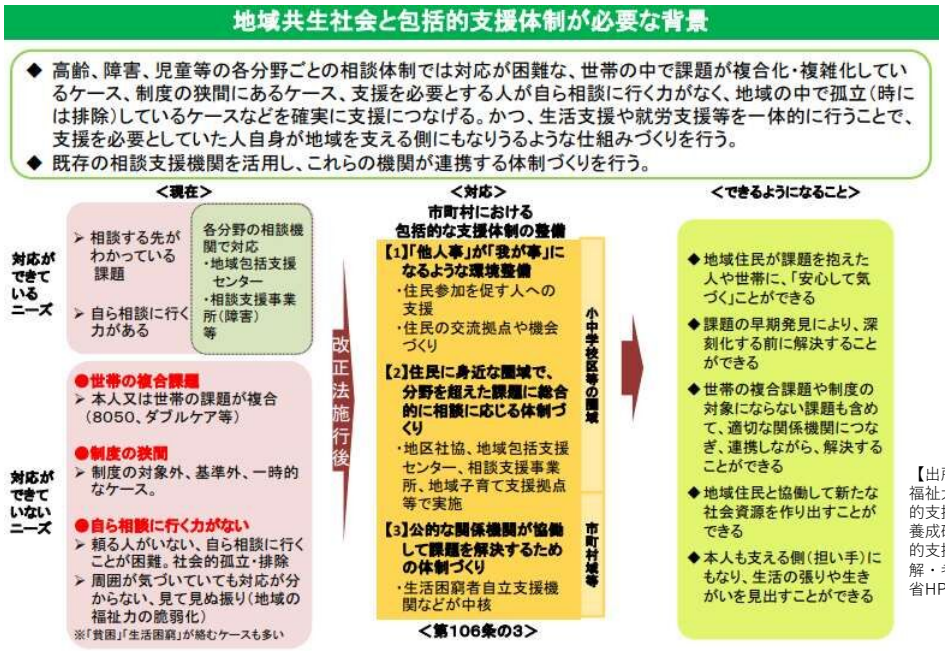
「都合の良い時に」「好きなことをする」のではなく、有給の業務としての責任感。

★ボランティア精神からくる献身性と有給の責任感をあわせ持つ。
★ボランティアには頼めないが、市社協職員だから依頼を受ける。
★高齢者に働きやすい就労の場。

6

6

包括的な支援体制における地域生活支援活動推進事業



【出所】原田正樹（日本福祉大学教授） 2021重層的支援体制整備事業人材養成研修 合同研修 「包括的支援体制の制度的理解・考え方」（厚生労働省HP）

7

7

3 地域生活支援活動推進事業 三つの特徴

(2)生活支援ニーズへの対応

「断らない」対応と生活支援グループの結成

① 相談員が地元住民（活動者）である特徴を活かし、関係機関・団体と緊密に連携

② 断らずに相談を受け、マッチングや他機関等へのつなぎを実施

③ １３校(地)区で生活支援グループ結成。これまで参加しなかった層の参加も。

包括的な支援体制の整備

【1】「他人事」が「我が事」になるような環境整備

- **住民参加を促す人への支援**
- **住民の交流点や機会づくり**

8

8

3 地域生活支援活動推進事業 三つの特徴

(3)包括的な支援体制における地域生活活動推進事業

生活支援活動のマッチングに加え、歩いて行ける市民センター等で分野を超えた相談に対応

① 生活支援以外の（分野を超えた）相談

〇事業が定着し認知されるとともに、生活支援活動以外の相談が増える傾向

〇一度相談した人が相談しやすくなり分野を超えた相談に来所

包括的な支援体制の整備
【2】住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり

9

9

3 地域生活支援活動推進事業 三つの特徴

(3)包括的な支援体制における地域生活活動推進事業

② 地域包括支援センター等との連携

公的な支援機関との双方向の連携

〇地域包括支援センターへつなぐだけでなく、要支援者に対する依頼を受けるなど他の機関から頼りにされるケースも。

〇一旦、地域の市民センター等で相談を受ける役割など相談員の役割は大変重要。

包括的な支援体制の整備
【3】公的な関係機関が協議して課題を解決するための体制づくり

10

10